

## 利益相反管理に係る方針の概要

お客様に提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、クレディ・スイス銀行東京支店（以下、「当行」又は「当支店」といいます。）を含むUBSグループ（以下、「当支店グループ」といいます。）においては、複数の異なる立場の利益や取引動機が競合・対立することによってお客様との関係において利益相反が発生するおそれが高まっています。

こうした状況の中で、当支店においても、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するために、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を策定いたしました。本書は、その概要を公表するものです。

### 1. 利益相反のおそれのある取引の類型

利益相反のおそれのある取引の存在については、お客様と当支店グループ又はお客様同士の間において、主に以下に掲げる状況の有無を着眼点として検討いたします。

- ・ お客様が自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合
- ・ お客様の犠牲により、当支店が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合
- ・ お客様以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨又はサービスの形で誘因を得る場合若しくは将来得ることになる場合
- ・ お客様との取引の結果、お客様の利益とは明確に区別される利益を取得する場合
- ・ お客様の利益よりも他のお客様を優先する経済的その他の誘因がある場合
- ・ お客様と同一の業務を行っている場合

尚、当支店は、利益相反に該当するか否かの判断において、当支店及び当支店グループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情も総合的に考慮いたします。

### 2. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当支店及び当行の親金融機関等<sup>1</sup>並びに子金融機関等<sup>2</sup>が行う取引が対象となります。

<sup>1</sup> 「親金融機関等」とは、当行の①親法人等、②親法人等の子法人等、③親法人等の関連法人等又は④特定個人株主に係る子法人等・関連法人等のうち、(a)金融商品取引業者、(b)銀行、(c)長期信用銀行、(d)協同組織金融機関、(e)株式会社商工組合中央金庫、(f)保険会社（外国保険会社等も含む。）、(g)金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介を業として行う者、(h)無尽会社、(i)証券金融会社等、(j)外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業若しくは保険業を行う者のいずれかに該当する者をいいます。

<sup>2</sup> 「子金融機関等」とは、当行の①子法人等又は②関連法人等のうち、(a)金融商品取引業者、(b)銀行、(c)長期信用銀行、(d)協同組織金融機関、(e)株式会社商工組合中央金庫、(f)保険会社（外国保険会社等も含む。）、(g)金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介を業として行う者、(h)無尽会社、(i)証券金融会社等、(j)外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業若しくは保険業を行う者のいずれかに該当する者をいいます。

令和5年6月12日現在、以下に掲げる会社が、当行の「親金融機関等」及び「子金融機関等」に該当します。

- ・ クレディ・スイス証券株式会社
- ・ UBSグループ傘下にある外国のグループ会社（但し、金融商品取引業、銀行業又は保険業に従事しない会社を除く。）

### 3. 利益相反管理の方法

当支店は、利益相反取引を特定した場合、以下に掲げる方法その他の方法により当該お客様の利益の保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引及び当該お客様との取引の条件及び方法を変更する方法
- (3) 対象取引及び当該お客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法

### 4. 利益相反管理体制

利益相反のおそれのある取引は、当支店の本方針に基づき、所定の手続に従って抽出・特定され、上記の利益相反管理の方法により管理されますが、その概要は、以下のような手続となります。

- コンプライアンス部に営業部門から独立した利益相反管理統括者を置きます。
- 利益相反管理統括者は、利益相反のおそれのある取引について営業部門から情報を収集し、データベースを作成します。このデータベースは厳格に情報管理されており、原則として利益相反管理統括者及びそのスタッフのみしか閲覧できません。
- 利益相反管理統括者は、利益相反のおそれのある取引の報告があると、このデータベースを検索し、他の取引（当支店グループの取引も含まれます。）と突合して利益相反を抽出・特定します。
- 当支店及び当支店グループの取引に利益相反のある取引が特定された場合、利益相反管理統括者は、関連する当支店の営業部門の長又は当支店グループの役員等であって、当該取引のいずれをも直接担当していない管理者にその事実を連絡します。
- 当該管理者は、利益相反管理統括者のほか、必要に応じてコンプライアンス部の関係する担当者の助言に基づいて、お客様の利益の保護を適正に確保する方法を決定します。

また、当支店の内部監査部は、利益相反と利益相反管理の方法及び体制について、定期的に検証いたします。